

〒 730-8701
広島県広島市中区小町 4-33

〇〇 〇〇 様

※ご契約名義等に誤りがある場合は、右記までお申し付けください。

お問い合わせ
〒〇〇〇-〇〇〇〇
××××××××××××××××
××××××××××××××××
中国電力株式会社 △△セールスセンター
TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

お問い合わせ等は、月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の9:00~17:00までをお願いします。
(年末年始:12月29日から1月3日)
上記の電話番号はカスタマーセンターへつながります。

YYYY年MM月DD日

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

お客さまの発電設備について、以下のとおり固定価格買取制度にもとづく買取期間が満了いたしますのでお知らせいたします。買取期間満了に伴うお手続き等については、別紙をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間満了日】 (本書作成時点の情報にもとづき記載しております。)

ご契約名義	〇〇 〇〇 様		
ご契約番号	5100-00000000-1	受電地点特定番号	0701000000001020000000
発電設備種別	太陽光	設備 I D	F999999F34
発電場所(設置場所)	広島県広島市中区小町 4-33		
最大受電電力	X.XXX kW	その他発電設備	
現在の販売先	中国電力株式会社 (小売電気事業者)		
買取期間満了日	YYYY年MM月DD日 (YYYY年MM月検針日の前日)		

《ご参考》過去1年間の買取電力量 (kWh)

YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月
YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月	YYYY年MM月

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。表示されていない期間の買取電力量は、当社までお問い合わせください。

以上

固定価格買取制度にもとづく買取期間満了後の取扱いについて (重要)

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間満了について

- 固定価格買取制度にもとづく買取期間*1は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次満了いたします。
- 買取期間満了後の電気は、以下のような選択肢によりご活用いただけます。
 - 選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュート等と組み合わせた自家消費の拡大
 - 選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先(小売電気事業者等)への売電

・ 選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする?ソーラー」>

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

(資源エネルギー庁ウェブサイトは、でご検索いただけます。)

【お問合せ窓口】0570-057-333 (受付時間 平日9:00~18:00 土日祝日・年末年始除く)

※1 お引越し先に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住いの方が売電されていた期間も通算されます。そのため、お客さまご自身の売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

2. 買取期間満了に伴うお手続きについて

(1) **当社以外への売電**をご希望される場合

- 新たな売電先をお選びいただき、**新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。**
- 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります※2。

※2 お手続き完了まで、一旦当社への売電となります。その後の売電先変更に伴う違約金等は発生いたしません。

(2) 引き続き**当社への売電**をご希望される場合

- 当社へのお申込み等の**お手続きは不要**です。
- 買取期間満了後は、当社が定める新たな買取条件で、**当社が継続して買取いたします。**
- 買取条件は「3. 当社の新しい買取条件について」をご覧ください。

ご注意ください!

・ 買取期間満了後に売電先が不在となった場合、自家消費できず余剰となった電気は、一般送配電事業者による無償引き取りとなりますので、売電先変更の際はご注意ください。

3. 当社の新しい買取条件について

- 買取期間満了後の電気について、当社が買取させていただく場合の買取価格は以下のとおりです。

買取価格(YYYY年度)

○.○○円/kWh (税込・消費税率10%)

- 上記の買取価格には、非化石価値等相当額を含みます。
- 買取価格は、年度(4月~翌年3月)ごとに見直す可能性がございます。見直す場合は、当社ホームページ等であらかじめお知らせいたします。
- 買取期間満了後、当社への売電を開始された後でも、売電先を当社以外にご変更いただけます。なお、ご変更に伴う違約金等は発生いたしません。
- その他の条件については、当社が定め・公表する「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱(契約要綱)」を適用いたします。

・ 契約要綱等のご契約条件の詳細については、当社ホームページ (<http://www.energia.co.jp/>) の「再生可能エネルギー買取制度のご案内」をご参照ください。(ホームページは、右の2次元バーコードを読み込んでいただくか、でご検索ください。)

・ 当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。



4. 買取期間満了後のお客さま向けの新サービスについて



2019年9月から順次事前受付スタート！

ぐっとずっと。グリーンフィット

中国電力は、2019年11月以降、固定価格買取制度にもとづく、10年間の買取期間が順次満了することを踏まえ、買取期間満了後も継続して、当社による余剰電力の買取りを希望されるお客さまに対して、新たなサービス「ぐっとずっと。グリーンフィット」を開始します。

	「ぐっとずっと。クラブ」会員のお客さま	「ぐっとずっと。クラブ」会員でないお客さま	
	お預かりプラン	ゆめかプラン	WAONプラン
プラン概要	中国電力がお客さまの余剰電力をお預かりし、お客さまのご使用量に充当したものとみなし、お預かりのメリットとしてエネルギーポイント ^{※1} を進呈します！  ①7.15円/kWhで買取り ②1kWhあたり1エネルギーポイントを進呈 ③②に加え、お客さまのご使用量に充当できる余剰電力量 ^{※2} については、1kWhあたり1エネルギーポイントを追加進呈	「プレミアムポイント」として1kWhあたり1円相当の電子マネー「ゆめか」を進呈します！  ①7.15円/kWhで買取り ②1kWhあたり1円相当の電子マネー「ゆめか」を進呈	「プレミアムポイント」として1kWhあたり1ポイントの電子マネーWAONポイントを進呈します！  ①7.15円/kWhで買取り ②1kWhあたり1WAONポイントを進呈
① 買取価格	7.15円	7.15円	7.15円
② プレミアムポイント	+1エネルギーポイント	+1円相当の電子マネーゆめかチャージ	+1WAONポイント
③ ボーナスポイント	+1エネルギーポイント	-	-
合計 (すべて1kWhあたり)	8.15～9.15円相当 (7.15円+1～2ポイント)	8.15円相当 (7.15円+1円相当のゆめかチャージ)	8.15円相当 (7.15円+1ポイント)
対象のお客さま	固定価格買取制度にもとづく買取期間を満了した、低圧・太陽光発電・余剰のお客さま		
お申込み方法	▽サービスの詳細・お申込みはWEBで！  	▽お申込みは、「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内」記載の番号へお電話ください！ ※ お申込みの際は、ご契約番号を事前にご確認ください。 	

(※1)エネルギーポイント=1円相当で、中国地域の特産品、提携先ポイントなどの交換にご利用いただけます(電気料金への充当はできません)。

(※2)日中に発生した余剰電力を、お客さまご自身の夜間の使用電力に充当したとみなすことで、得られるメリットをエネルギーポイントで還元するサービスのため、充当可能な電力量は夜間時間帯のご使用量が上限となります。その場合、夜間時間帯区分のある料金メニューについては、ナイトタイム(夜間)のご使用量が対象となりますが、夜間時間帯区分のない料金メニューについては、すべてのご使用量が対象となります。

<注意事項>

- 「ぐっとずっと。グリーンフィット」は、原則として、**固定価格買取制度による買取期間満了日の2箇月前の検針日の翌日**から事前にお申込みいただけます。
- 買取期間の満了日は、「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内」をご確認ください。
- 離島供給約款が適用されるお客さまは、「ぐっとずっと。グリーンフィット」にはご加入いただけません。

「ぐっとずっと。グリーンフィット」の詳細は WEB で検索！

ぐっとずっと



【固定価格買取制度とは？】

- 太陽光や風力発電等の再生可能エネルギー発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社が買取を行う制度です。(買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。)
- 買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。